

地方税法施行令等の一部を改正する政令の概要

令和8年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

- ① 令和6年能登半島地震に係る特例措置の創設に伴い、その対象となる者の細目(※)等を定める。

※ 令和5年度に係る賦課期日における被災住宅用地の所有者等

- ② 新築住宅に係る税額の減額措置について、床面積要件の引下げ(※)を行う。

※ 床面積要件を現行50㎡以上280㎡以下から原則40㎡以上240㎡以下に引き下げる。

(2) 道府県民税利子割に係る清算制度の導入に伴う規定の整備

- ・ 清算は毎年度2月に行うこととする。
- ・ 市町村に対する交付の時期の見直し(※)を行う。

※ 現行毎年度8月、12月、3月にそれぞれ行っている市町村に対する交付は、毎年度3月に行うこととする。

3 施行期日

原則として令和8年4月1日